

平成23年度

『氷川町人権作品』応募実施要項

1 趣旨

(1) 町民の人権についての意識を高める。

(2) 応募作品の展示や発表を通して、町民への人権啓発を図る。

2 主催

氷川町人権啓発推進協議会

3 対象

(1) 児童・生徒の部

氷川町内の小・中学校に通学している方

(2) 一般の部

(1)を除く氷川町にお住まいの方

4 周知

児童・生徒の部は、各学校へ募集案内により周知。

一般の部は、町広報誌およびホームページにより周知。

5 応募部門

① 標語	A4サイズの用紙に記入 「じんけん」「人権」「人権啓発」など(必ず清書用紙「差別をなくそう」など(必ず小型条副用紙)※テーマは人権に関するものであれば可
② 書道	
③ ポスター	四つ切りサイズ

人権に関する作品で未発表のもの、一人各部門を通じて1点のみに限る

6 作品の内容

人権に関する内容

(1) 部落差別と人権、子どもと人権、障がい者と人権、高齢者と人権、女性と人権、いじめ問題など、さまざまなる人権問題

(2) 命の尊さや大切さ(戦争と平和、環境など)

(3) くらしや身の回りの体験や出来事(学校・家庭・地域のことなど)

(4) 自分の進路、生き方

(5) 男女で築く豊かな社会

(6) その他

7 応募期限と提出先

締切日 9月9日(金) ※厳守のこと

提出先 氷川町役場 総務財政課 行政係

8 審査

(1) 各部門から各学年・一般3点ずつ選出し、入選作品とする。

(2) 入選作品から各部門ごと各学年・一般1点を優秀作品として選出し、残りの作品を佳作とする。

(3) 優秀作品者には、記念品を贈り表彰する。

(4) 全応募者に参加賞を贈呈する。

(ただし、この応募実施要項を満たす応募者に限る。)

(5) 原則として、応募作品は返却しません。ただし、学校を経由して応募された作品については、学校を経由して年度末までに返却します。

9 作品の発表および使用

入選作品は、左記のとおり、人権啓発に関する広報等において、発表および使用します。

(1) 広報誌やホームページ

(2) 各小中学校および人権啓発講演会会場などでの展示

※なお、応募作品の著作権は、主催者に帰属します。発表および使用する際に原案を編集することもあります。

10 作品の応募について

《児童・生徒の部》

人権教育主任(担当)の先生は、左記の点に注意し、各学校ごとにまとめて提出してください。

(1) 応募方法

・ 標語・書道作品には、必ず学校名・学年・氏名を記入してください。

・ ポスター作品には、必ず別紙の名札を裏面右下に貼付してください。

※氏名は提出された名簿の表記で発表します。

・ 別紙の「応募作品数」「応募者名簿」を作成し、作品と一緒に提出してください。

(2) 注意事項

・ 氏名を発表するため、匿名・仮名作品は認めない。

・ 作品については人権を侵さないように配慮し、提出前に学校内で十分確認の上、提出してください。(推敲および清書し、そのまま載せてよい状態で提出してください。)

《一般の部》

(1) 応募方法

・ 作品には住所・氏名を記入すること。標語・書道作品の場合は、表面に、ポスター作品の場合は、裏面に記入すること。

※氏名は提出された表記で発表します。

(2) 注意事項

・ 氏名を発表するため、匿名・仮名作品は認めない。

・ 作品については人権を侵さないように配慮し、確認の上、推敲および清書し、そのまま載せてよい状態で提出してください。



お問い合わせ先・応募先
氷川町役場 総務財政課 行政係
☎ 52-7111

氷川町農業元気づくり支援事業の募集について



近年の厳しい農業情勢の中で、本町農業経営の安定と産地体制を支援することにより、元気を取り戻し、活性化を促し、発展することを目指す平成23年度氷川町農業元気づくり支援事業を実施します。

つきましては、本事業を実施希望される方は8月19日(金)までに、申込先までお申し込み下さい。申込用紙は、各申し込み先に準備してあります。

◆氷川町農業元気づくり支援事業〈事業対象者〉

次の要件をすべて満たすものとし、認定農業者、または認定志向農家であること。

・ 町税の滞納がないこと。
・ 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること。

今回募集する事業メニューは、次のとおりです。補助率は、事業費の3分の1以内です。

① いちご優良品種早期産地化対策事業
いちごの産地にとって気候温暖化など生産条件の厳しさはもとより、産地間競争が益々激化している状況下で、

産地として維持発展を図るためには、高品質いちごの生産体制の整備による園芸産地を育成することが急務となっています。

そこで、新たな技術や品種の導入などに伴う設備の整備に対して支援します。

② 露地野菜根こぶ病対策事業

い草からの転換で全町的に露地野菜の作付が増加している中、近年、アブラナ科野菜の重要病害発生率が高くなっており、各農家でも様々な対応がとられています。発生を抑制することが出来ない状況下にあります。

そこで、品質向上と生産の安定化を目指すため、発生率の高い根こぶ病を抑制する資材導入に対して支援します。

③ 吉野梨優良品種早期産地化対策事業

吉野梨は、近年の温暖化等の異常気象により原因不明の発芽不良や「豊水」や「新高一」のヤケ果・ミツ症が多く発生し、品質および商品化率の低下を招いている状況にあります。

そこで、原因不明の発芽不良対策として発生樹の改植と併せて、優良品種「秋麗」への高接を推進することにより、早期産地化が確立され、農家所得の向上を目指します。

＜事業内容＞

事業区分	事業内容	補助対象資材	採択基準
いちご優良品種早期産地化対策事業	簡易育苗ベンチ導入に要する経費に対する補助	エキスパンドメタル	本圃面積 10a 分以下/戸 (育苗面積 180㎡/10a)
露地野菜根こぶ病対策事業	定植前の土壌消毒剤に対する補助	オラクル粉剤・顆粒水和剤、フロンサイド SC	本圃面積 100a 以下/戸 ただし、栽培面積が 200a を越える場合は面積の半分以下とする。 ※対象資材の購入証明書が必要。
吉野梨優良品種早期産地化対策事業	新植等及び高接ぎに要する経費に対する補助	(1) 新植等 苗木、ようりん、苦土石灰、堆肥 (2) 高接ぎ 穂木、シーバルS、メーデル、癒合剤	高接ぎ: 10a 以下/戸 新植等: 苗木数 10 以上 100 本以下/戸 対象品種: 秋麗・あきづき
柑橘類優良品種早期産地化対策事業	新植等に要する経費に対する補助	苗木、ようりん、苦土石灰、堆肥	苗木数 10 以上 100 本以下/戸 対象品種: 肥のあかり、肥のあすか、肥の豊、M-16

◎お申し込み先

J A の各生産部会に加入されている方
↓ 各 J A 部会事務局へ申し込み
J A の各生産部会へ加入されていない方
↓ 氷川町役場 農業振興課へ申し込み

④ 柑橘類優良品種早期産地化対策事業
温州みかんは、極早生品種を中心に高品質果実が生産されていますが、よりよい柑橘産地を目指し、早急に極早生温州みかんや中晩柑の優良品種による産地化を図る必要があります。

そこで、高品質で需要の高い極早生温州みかんや中晩柑の優良品種への改植や新植を推進し、早期産地化と農家所得向上を目指します。